

第4検討部会 会議録

会議の名称	第9回 第4検討部会
開催日時	平成19年11月28日(水)午後18時30分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長) 三宅副委員長 (委員) 碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・市民参加と協働について(事務局説明) ・自治基本条例における市民参加と協働について
会議資料	・川口市が行う市民参加と協働について ・先行する自治基本条例における市民参加と協働に関する規定について
発言内容	<p>市民参加と協働について(事務局説明)</p> <p>市民参加と協働について(事務局から説明)</p> <p>【具体例の紹介】</p> <p>1 実行委員会 代表的なものとしては、「たたら祭り」を企画、実施するための実行委員である。たたら祭りは、今年で29回目を数える事業で、第1回目からこの実行委員会は設置されている。実行委員会は、市内各種団体と行政側からの委員により組織されており公募委員はいない。</p> <p>また、「きらり川口盛人式」についても実行委員会を設けている。50歳を盛んなる人として祝う式典で、隔年で実施していることから、2年度内に50歳になる方が対象となっている。実行委員会は、対象者からの公募による100名(当日ボランティアも含めると130人位)で組織され、経費については、100%市が負担(交付金)している。</p> <p>2 市政モニター この目的は、「市民の市政に関する意見、提案等を聴取し、それを諸施策の企画及び実施に反映させること。」である。モニター数は50人、市内に1年以上居住している満20歳以上の方で、公務員、議員、行政委員会の委員でない方を公募により選任している。この制度は、昭和57年にできたもので、これまでに2度の改正を行っているが、すでに25年を経過している。</p>

3 町会相談員制度

この制度の目的は、「町会と市との連携を密にすることにより、住民の要望を把握して市の施策に反映させること、市政に関する事項を伝えること、地域のコミュニティづくりを推進すること。」である。相談員には、課長補佐職以上の職員が就くこととなっている。この制度は、昭和44年に発足しており、すでに40年近く運用されている。

4 パブリックコメント

市の基本的な政策を定める計画の策定や改定、市の基本的な制度を定める条例、義務を課し権利を制限する条例（金銭徴収は除く）の制定改廃に際し、計画案や条例案を公表し、意見を求める制度である。「第3次総合計画改訂基本計画」の策定でもパブリックコメントを実施しており、5名から32件のご意見が寄せられた。また、現在検討している自治基本条例についても、案を公表し意見を求めなければならないとされている。さらに、この要綱のなかでは、「市民等」という定義規定を設けているが、我々が自治基本条例のなかで「市民」を定義した場合に、整合性をとる必要があると思われる。

5 市長への手紙

この制度は、市民の皆さんからの市政へのご意見、ご提案を市長が直接お聞きし、市政へ反映させていこうとする制度であり、随時受け付けている。これは、現職市長が初当選した平成9年から実施しており、FAX、手紙、メールなどにより、18年度は894件ものご意見などが寄せられた。

6 情報公開制度

この制度の目的には、「市の諸活動を説明する責務を全うすること、市政への市民の参加と協働の推進を図り、公正で開かれた市政の推進に資すること。」であり、平成12年に条例が制定された。この条例のなかでも、その第5条で公文書の公開を請求できるものの規定があり、具体的に「市民」と定義されているわけではないが、先ほどのパブリックコメントの要綱とほとんど同じ内容が書かれている。公開請求は、平成18年度に152件あり、処理した公文書は3,115文書であった。

7・8 審議会等の委員の公募及び会議の公開

公募の目的としては、「市民の市政への参画の機会を拡大するために公募による委員の選任に積極的に努めるもの」であり、会議の公開の目的については、先ほどの情報公開の目的と同じである。現在、

市には、59の審議会とそれに類する委員会等が22ある。これらについては、通例最高15人を上限としているが、これに原則として1割以上を公募することとする条件を新たに加えたところである。この策定委員会は、自治基本条例という特別な事情を考慮し、委員数を50人としたところであり、公募も25人としている。さらに、昨年度、総合計画を改訂するために設けた総合計画審議会では、委員数を20人とし初めて公募を行ったところである。

そして、情報公開の趣旨に則り、会議は勿論のこと、会議録や会議資料についても、公開を原則としているところである。

また、委員の公募に関しても、法律などで委員の資格（例えば、弁護士、税理士、医師）などを限定している場合もあり、全てが公募されるわけではないが、これらの制度は、平成19年度、つまり今年度からの運用となっている。

9 その他

平成9年から策定作業を始めた第3次川口市総合計画では、市民の皆さんのご意見等をこの計画に反映させるため、まちかど懇談会、現在で言うところのPIを7日間開催し、ファックスによるまちづくり提案（650件以上）を行った。

（質疑応答）

・市民参加による具体的な成果にはどのようなものがあるか？例えば、市政モニター、市長への手紙、パブリックコメントはどの程度機能しているのか？

市政モニターについては、アンケートを実施している。また、モニターから意見書が出されており、その意見書をもとに各部局が対応を図ることとなっている。なお、モニターがどのような意見を出したかについては公開されていない。

市長への手紙として寄せられた意見や要望が、具体的にどのように反映されたかについては把握していない。

パブリックコメントでは、どういうコメントが寄せられたのか、それにどう行政としては考えているのか、結果としてコメントをもとにした変更はあったのか、なかったのかについては、市のホームページなどで公開されている。例えば、改訂基本計画のパブリックコメントには、5名から32件の意見が寄せられており、そのうち数件の意見が計画の内容に反映されている。

・まちかど懇談会はどのようなプログラムなのか？

基本構想が策定された後、今後策定する基本計画について市民がどのような意見を持っているのかを聞いている。この意見は基本計画の審議会の際に検討されていると思われる。7日間の開催で延べ223人の方が参加している。

・審議会と委員会の数が大変多いが、実際に活動されているのか。

一見すると数が大変多いように思われるが、具体的な事案が発生してから開催される審議会もある。例えば、自治基本条例の策定委員会や総合計画審議会などが事案発生後に開催される審議会が該当する。

・まちかど懇談会は基本計画の策定の前段階に行われているが、こうした経緯によって基本計画がどのように変わったについては把握しているのか？

まちかど懇談会で出された意見結果とその対応状況については、その当時においても公表されている。

・懇談会という名称がつかわれているのは、単におしゃべりをするためからか。

単なるおしゃべりということではないが、議会や審議会とは性質が異なるものであるため、懇談会という名称が付けられているのではないかとと思われる。

・前回の総合計画の策定の際には、まちかど懇談会、ファックス提案のほか、アンケートの実施、市民フォーラムなどを実施している。自治基本条例の検討についても、こうした策定の早い段階で市民の意見を求めるよう強く要望する。

【先行事例における市民参加と協働】

川崎市、大和市、札幌市、ニセコ町を中心に自治基本条例における市民参加に関する規定を確認したところでは、大まかに「情報共有」「参加」「協働」に区分されると考えられる。

そして、各条例では、前文（基本理念）、自治の原則、市民の権利、運営の原則のなかで「情報共有」「参加」「協働」に関する理念や方向性が示されている。

「情報共有」「参加」に関しては、議会や市長は「市民と情報を共有する責務を有する。」と謳う例が多い。また、「市民の意思の反映に努める。」とも示されている。

「参加」「協働」に関しては、コミュニティ、町内会、自治会などの自主性を尊重し、協働することが示されている。

「情報共有」に関しては、わかりやすい説明、速やかな応答、政策形成の各プロセスでの情報提供が示されるとともに、財政情報、行政評価などの具体的な状況についても詳細に定められている。

「参加」に関しては、多様な参加の機会の提供、意見の反映などが示されるとともに、具体的には、意見、要望、苦情、不服、意見公募、住民投票などが明示されている。

(質疑応答)

- ・他の自治体の自治基本条例の中に共通のキーワードとして出てくる「情報共有」「参加」「協働」という言葉は、何か明確な定義を持つのか。法律で定められた定義は特にはない。ただし、地方公務員や地方自治学者など、地方自治関係者には広く浸透した言葉で、これらの言葉に対する一定の共通理解はあると思われる。
- ・条例におけるコミュニティに関する規定において、情報共有が目的とはなっていないということだが、情報共有を目的とするコミュニティもあるはずだ。
単に情報共有をするだけでなく、その後のアクション、すなわち参加や協働を行うために地縁団体や NPO などの団体は組織されているはずだ。そのため、より重要な「参加」や「協働」といったフレーズのなかで、コミュニティに関する規定では多く使われていると思われる。
- ・自治基本条例には市民活動団体があまり出てこない理由は何か。
おそらく、非営利性や政治的な偏向性などで問題がある市民活動団体が世間に少なからず存在するなかで、協働のパートナーとして市民活動団体を明示することがためられたのかと思う。ただし、地縁団体「等」という表現が他の自治体の自治基本条例で多く使われており、敢えて明示はしていないものの、ここから市民活動団体も協働のパートナーとしては意識されていると思われる。

- ・自治基本条例の必要性を問う住民投票をやってもいいのではないか。
その場合は、住民投票条例を予め別途制定する必要がある。
 - ・個人（市民）が市政に参加をしても限界があると思っている。市民の参加という言い方をしても所詮絵に描いた餅なのではないか。そのなかで事例紹介にあった伊賀市の住民自治協議会の規定については評価できる。町内会には加入する人もいればそうでない人もいるので、町内会を発展的に解消して、代わって住民自治協議会を設ける、ということを部会で検討してはどうかと思っている。
部会として、住民自治協議会を自治基本条例に規定する対象として検討したいということであれば、別途伊賀市の事例などは調査可能である。
 - ・伊賀市の住民自治協議会は法律に基づいて設置しているのか、あるいはそれとは別に自治基本条例で設置しているのか。また、法律だとすれば、地方自治法に基づくものなのか、合併特例法に基づくものなのか。意見として、川口市も旧町村単位で格差があるため、地域自治区を活用してもいいのではないかとと思っている。
法律に基づいたものでなく、自治基本条例により設けられたものである。
 - ・行政評価について、住民参加型の外部評価を実施している自治体と、「住民の視点を盛り込んだ」とする内部評価を実施している自治体と、どのくらいの比率なのか。
住民参加型の外部評価については、運営上の課題が多いことなどを理由に、現状では限られた自治体でしか実施されていない。内部評価の際に住民の視点を盛り込む試みを行う自治体は、基本的には全てとっていいと思われる。
- 次回部会のテーマ
- ・策定委員会（全体会）では人数が多いため、条例に関する具体的な議論は検討部会で行うとなっている。また、全体会の運営方針については、調整部会で検討するとされているが、調整部会の機能（権限）を最小限にしたほうがいいのかとの意見もある。そうすると、全体会の運営方針はどこで審議するのか。第4検討部会として、調整部会のあり方をしっかりと議論し、次回の調整部会でその考え方を示すべきではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、参加、そして協働といった分野に関する「ツール」のみを議論しても、具体的な問題（状況）に照らし合わせて検討しないかぎり、こうした手法が有効かどうかの判断が難しいと思う。環境や災害など、具体的なテーマごとに参加や協働などを議論したいと思うがどうか。（部会長） <p>一同異議なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なテーマとしては、行政と町会等の各種団体との関係を取り挙げたい。現状では、行政が町会に対してどのような施策を行っているのかを知りたいと考えている。（部会長） ・各種団体に対してどの程度の予算を支出しているかを知ることで、行政と団体との関係性が見えてくるのではないか。（部会長） ・次回は、行政と町会との関係をテーマとする。また、PI や広報のあり方など、調整部会での検討事項についても検討をする。（部会長） <p>一同異議なし。</p>
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は、12月12日 18時半～ ・ 次々回は、12月26日 18時半～